

第26回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第5回香川県経済・雇用対策本部会議

次 第

日 時：令和2年9月9日（水）8時30分～

場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 香川県における今後の対応について
2. 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度9月補正予算（案））について
3. その他

本県の現状

指標	9月7日現在	(参考)国分科会提言(R28.7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	8人 (0.84人)	(15人以上)	(25人以上)
②感染経路不明者数の割合	37.5%	50%	50%

③直近1週間と先週1週間の比較	— 〈先週1週間(825~31)4人〉
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	— 〈4.9%〉
〃 (うち重症者用病床)	— 〈0%〉
⑤療養者数(対人口10万人)	— 〈10人(1.05人)〉
⑥直近1週間のPCR陽性率	— 〈1.0%〉

(その他の状況)

○他都道府県の発生状況

※1週間の人口10万人あたり感染者数(5人以上) (9月1日~7日現在)

・東京都7.41人、石川県7.21人、沖縄県6.95人、大阪府6.20人、神奈川県5.43人、京都府5.07人

※対策期の判断に当たっては、上記指標のほか、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断

指標等を総合的に判断し、

9月12日(土)以降は

(2)準感染警戒期

(当分の間)

準感染警戒期における対策（9月12日以降）について

令和2年9月9日

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出について

- 感染拡大地域※への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼。当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼
※新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼
別添1：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力依頼
別添2：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼
別添3：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 別添4：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力依頼
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼

2. 事業者への協力依頼等

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼
別添1（再掲）：業種別ガイドライン
別添5：今後における適切な感染防止対策
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼
別添2（再掲）：かがわコロナお知らせシステム
別添6：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼

- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

3. 催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼
協力依頼に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添7：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添8：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興については、四国及び中国地方からの誘客に取り組むこととし、今後の状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

業種別ガイドライン

令和2年8月26日時点

項目

1.	<u>劇場、観覧場、映画館、演芸場</u>	3
2.	<u>集会場、公会堂</u>	4
3.	<u>展示場</u>	5
4.	<u>体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場</u>	6
5.	<u>博物館、美術館、図書館</u>	7
6.	<u>遊興施設</u>	10
7.	<u>自動車教習所、学習塾等</u>	12
8.	<u>医療サービス</u>	13
9.	<u>インフラ運営等</u>	14
10.	<u>飲食料品供給</u>	16
11.	<u>食堂、レストラン、喫茶店等</u>	18
12.	<u>生活必需物資供給</u>	19
13.	<u>生活必需サービス</u>	21
14.	<u>ごみ処理</u>	23
15.	<u>冠婚葬祭</u>	24
16.	<u>メディア</u>	25
17.	<u>個人向けサービス</u>	27
18.	<u>金融</u>	28
19.	<u>物流、運送</u>	29
20.	<u>製造業全般</u>	32
21.	<u>オフィス事務全般</u>	33
22.	<u>企業活動、治安維持</u>	34
23.	<u>行政サービス</u>	35

1. 劇場、観覧場、映画館、演芸場

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	クラシック音楽公演運営推進協議会	クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
厚生労働省	全国興行生活衛生同業組合連合会(映画館)	映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国興行生活衛生同業組合連合会(演芸場)	演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係) ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(有観客公演)

2. 集会場、公会堂

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公民館連合会	公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	一般社団法人日本コンベンション協会(MICE)	新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本青年会議所	カンファレンス開催ガイドライン

3. 展示場

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	
	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	日本女子サッカーリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	公益財団法人 日本ゴルフ協会	
	公益社団法人 日本プロゴルフ協会	
	一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	
一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会		
公益社団法人 日本プロボウリング協会	プロボウリングトーナメント(JPBA競技会)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(無観客開催)
	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(有観客開催)
	一般財団法人 日本ボクシングコミッション	ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	日本プロボクシング協会	
	公益財団法人 日本相撲協会	公益財団法人日本相撲協会新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	ゴルフ場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	
	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	日本ゴルフ練習場連盟新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン
	公益社団法人 日本テニス事業協会	テニス場における新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン
	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	ゲームセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場③

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ボウリング場協会	新型コロナウイルス感染症対策（公社）日本ボウリング場協会ガイドライン
	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会	新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン
	スクーバダイビング事業協同組合	
	東日本遊園地協会	遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	西日本遊園地協会 等	
	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン
一般社団法人 日本フィットネス産業協会	FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン	
警察庁	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	射撃場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国麻雀業組合総連合会	マーじゃん店営業等における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン
	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン

5. 博物館、美術館、図書館

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本博物館協会	博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 日本図書館協会	図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 全国学校図書館協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン

6. 遊興施設①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	
	全国小型自動車競走施行者協議会	
	
	公益財団法人 JKA	
	
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	
	
一般財団法人 西日本小型自動車競走会		
.....		
一般社団法人 日本競輪選手会	
.....	
一般社団法人 全日本オートレース選手会	
.....	
一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	
.....	
警察庁	一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会	特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	
	西日本クラブ協会	
.....	
.....	ミュージックバー協会

6. 遊興施設②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	地方競馬全国協会	競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	ボートレースコロナ対策決定本部	モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟	
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	
厚生労働省	一般社団法人 ライブハウスコミッション	ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	NPO法人 日本ライブハウス協会	
	飲食を主体とするライブスペース運営協議会	
	日本音楽会場協会	
	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

7. 自動車教習所、学習塾等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国学習塾協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	ピアノ教室向け感染症対策ガイドライン
警察庁	全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン
	全国届出自動車教習所協会	[全自教]感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)
文部科学省	特定非営利活動法人 全国検定振興機構	民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

8. 医療サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人 日本総合健診医学会	健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について
	公益社団法人 日本人間ドック学会	
	公益財団法人 結核予防会	
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会	
	公益財団法人 日本対がん協会	
	公益社団法人 全日本病院協会	
	一般社団法人 日本病院会	
	公益財団法人 予防医学事業中央会	
	公益社団法人 日本医師会	
公益社団法人 日本歯科医師会	新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン	

9. インフラ運営等①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 建設電気技術協会	建設電気技術関係の建設現場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	下水道施設運転管理業務における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	東日本高速道路株式会社	(東日本高速道路)新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	中日本高速道路株式会社	中日本高速道路(株)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	西日本高速道路株式会社	(西日本高速道路)新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	首都高速道路株式会社	(首都高速道路)新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	阪神高速道路株式会社	阪神高速道路(株) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	本州四国連絡高速道路株式会社	(本州四国連絡高速道路)新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

9. インフラ運営等②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 全国建設業協会	地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践
	一般社団法人 日本建設業連合会	建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き
	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会	マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	一般社団法人 住宅生産団体連合会	住宅業界における感染予防ガイドライン
	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本海上起重技術協会	
	一般社団法人 日本潜水協会	
日本港湾空港建設協会連合会		
全国浚渫業協会		
経済産業省	一般社団法人 全国LPガス協会	LPガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて
	全国石油商業組合連合会	ガソリンスタンドにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
総務省	一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

10. 飲食料品供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	全国中央卸売市場協会	卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国公設地方卸売市場協議会	
	全国第3セクター市場連絡協議会	
	一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会	
	一般社団法人 全国青果卸売市場協会	
	全国青果卸売協同組合連合会	
	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	
	東京食肉市場卸商協同組合	
	一般社団法人 日本花き卸売市場協会	
	一般社団法人 全国花卸協会	
	一般社団法人 全国水産卸協会	
	全国魚卸売市場連合会	
	全国水産物卸組合連合会	

10. 飲食料品供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 食品産業センター	食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 中央畜産会	畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	公益社団法人 大日本農会	農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 日本林業協会	新型コロナウイルス感染症拡大防止等も向けた基本的ガイドラインについて
	全国漁業協同組合連合会	漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 大日本水産会	
	一般社団法人 日本外食品流通協会	食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国給食事業協同組合連合会	
一般社団法人 日本給食品連合会		
一般社団法人 日本加工食品卸協会	食品卸売業の物流センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン	

11. 食堂、レストラン、喫茶店等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
厚生労働省	一般財団法人 カクテル文化振興会	オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本バーテンダー協会	
	一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	
国土交通省	一般社団法人日本旅客船協会	屋形船における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	屋形船東京都協同組合	
	東京湾屋形船組合	
	江戸屋形船組合	
農林水産省 厚生労働省	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
一般社団法人 日本フードサービス協会		
厚生労働省	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	食鳥肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	氷雪販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国食肉生活衛生同業組合連合会	食肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
財務省	酒類業中央団体連絡協議会	酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

12. 生活必需物資供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省 農林水産省	オール日本スーパーマーケット協会	小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会	
	日本小売業協会	
	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	
	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会	
	一般社団法人 日本専門店協会	
	日本チェーンストア協会	
	日本チェーンドラッグストア協会	
	一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	
	一般社団法人 日本百貨店協会	
	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
	一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	

12. 生活必需物資供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	大手家電流通協会	家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本書店商業組合連合会	書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	レンタル業界における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国商店街振興組合連合会	商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針
厚生労働省	一般社団法人 日本補聴器販売店協会	補聴器販売店における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン

13. 生活必需サービス①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本エステティック振興協議会	エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
	特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	
	NPO法人日本ネイリスト協会	ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	リラクゼーションスペース(店舗)における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応ガイドライン 2.0
厚生労働省	全国理容生活衛生同業組合連合会	理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ダストコントロール協会	ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組
	一般社団法人 日本ファームステイ協会	農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

13. 生活必需サービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ホテル協会	ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
厚生労働省 国土交通省	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	一般社団法人 日本旅館協会	
	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	

14. ごみ処理

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
環境省	一般財団法人 日本環境衛生センター	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	
	公益社団法人 全国産業資源循環連合会	産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

15. 冠婚葬祭

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
	日本バンケット事業協同組合	バンケットレセプション請負業における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた結婚相手紹介サービス 業界ガイドライン
	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

16. メディア

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
総務省	一般社団法人 日本民間放送連盟	番組制作における新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項
	日本放送協会	日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 衛星放送協会	(衛星放送協会)新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	ケーブルテレビ業界向け新型コロナウイルス対策ガイドライン策定
	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本映画製作者連盟	映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本音声製作者連盟	音声制作における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン
文部科学省 経済産業省	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

17. 個人向けサービス①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	自動車販売(小売、卸売)業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	
	一般社団法人全国軽自動車協会連合会	
	日本自動車輸入組合	
	一般財団法人日本自動車査定協会	
	一般社団法人日本自動車購入協会	
	一般社団法人日本オートオークション協議会	
	全国オートバイ協同組合連合会	
	一般社団法人中古二輪自動車流通協会	
	一般社団法人日本二輪車オークション協会	
一般社団法人日本RV協会		

17. 個人向けサービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	協同組合日本写真館協会	写真館の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人日本コールセンター協会	コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針
	公益社団法人 日本訪問販売協会	ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
環境省	一般社団法人 全国ペット協会	ペットショップ等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

18. 金融

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
金融庁	一般社団法人 全国銀行協会	全国銀行協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	日本証券業協会	証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用組合中央協会	全国信用組合中央協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国労働金庫協会	労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 生命保険協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 損害保険協会	新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針
	日本貸金業協会	日本貸金業協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業者における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 リース事業協会	リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

19. 物流、運送①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	定期航空協会 <hr/> 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	航空分野における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 全国通運連盟 <hr/> 一般社団法人 航空貨物運送協会 <hr/> 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 <hr/> 日本内航運送取扱業海運組合	貨物利用運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本旅行業協会 <hr/> 一般社団法人 全国旅行業協会	旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	貸切バス旅行連絡会 <hr/> (公益財団法人 日本バス協会 、 <hr/> 一般社団法人 日本旅行業協会 <hr/> 一般社団法人 全国旅行業協会)	貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

19. 物流、運送②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	鉄道連絡会(一般社団法人日本民営鉄道協会・JR等)	鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(鉄道連絡会)
	公益社団法人日本バス協会	バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会	タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人全国個人タクシー協会	個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人全日本トラック協会	トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本自動車リース協会連合会	自動車リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本内航海運組合総連合会	内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本旅客船協会	旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本船主協会	(外航貨物船事業者) 新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイダンス
	一般社団法人日本外航客船協会	外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本船舶代理店協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
外航船舶代理店業協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	

19. 物流、運送③

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本倉庫協会	倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	冷蔵倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	全国トラックターミナル協会	トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本港運協会	港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
総務省	日本郵便株式会社	郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

20. 製造業全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本造船工業会	造船業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	造船所およびオフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	製造事業所における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 情報サービス産業協会	情報サービス業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

21. オフィス事務全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	ビル事業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

22. 企業活動、治安維持

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
警察庁	一般社団法人 全国警備業協会	警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
厚生労働省	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

23. 行政サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
法務省	日本公証人連合会	(公証人及び書記等公証役場勤務職員) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

『かがわコロナお知らせシステム』

かがわコロナお知らせシステムとは？

LINEアプリを活用し、利用者に訪問する店舗やイベント等でQRコードを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積します。新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベント等に同日訪問した人に対して、感染者との接触の可能性をお知らせします。



まずは、香川県新型コロナ対策パーソナルサポートへの友だち登録をお願いします！
登録はこちらから



システム概要

詳しくは香川県HPをご確認ください。

かがわコロナお知らせシステム

検索

<事業者のシステム導入>

店舗等事業者



- ①香川県LINE公式アカウントからQRコードの発行を申請
※感染防止対策を講じ、利用規約に同意したうえで申請



- ②QRコード・掲示物を発行

- ③QRコード掲示物を印刷・掲示



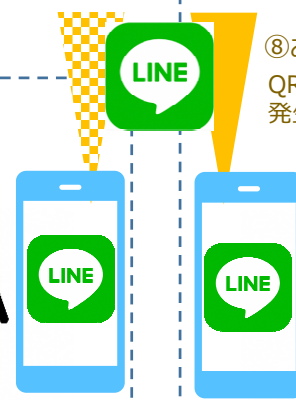
QRコード掲示物

- ④QRコード読み取り
※店舗、イベント訪問毎に読み取りが必要

- ⑤チェックイン完了

<利用者のQRコード読み取り>

香川県



利用者

<接触が疑われる方への通知・情報提供>

保健所



- ⑦必要に応じて情報登録

- ⑥疫学調査

- ⑧お知らせ
QRコードを読み取った方に発生状況をお知らせ

感染者発生

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。

利用方法

①事業者のみなさまへ（店舗やイベント等での利用方法）



①香川県LINE公式アカウントに友だち登録

こちらを
タップ



②トーク画面下部の『事業者の方のコロナお知らせシステムのQRコード申請はこちらから』をタップ。



③店舗名称等の質問に回答していくとQRコードを掲載した様式が発行されます。

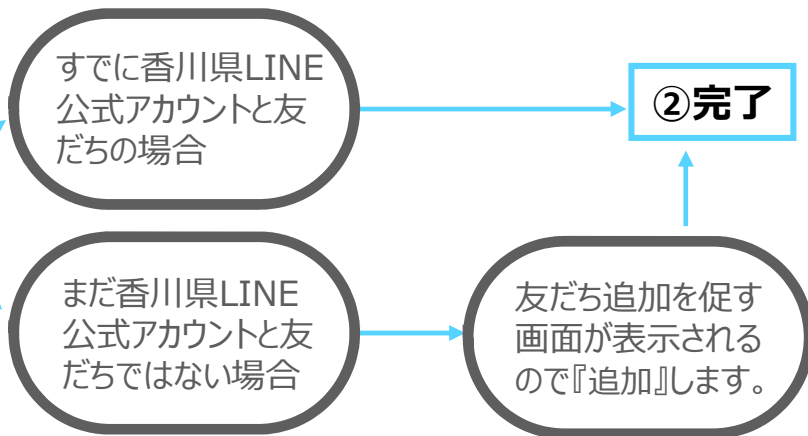


④印刷して店舗等に掲示してください。

②利用者のみなさまへ（サービス利用方法）



①スマホのカメラ、またはLINEで店舗等にあるQRコードを読み取り



Q&A（抜粋）

（※詳細は香川県のHPでご確認ください）

（事業者向け）

問：すべての事業所が必ずやらなければならないのですか。

答：必ずやらなければならないことではありませんが、本システムを用いることで、事業所は感染症対策を行っていることをお示しすることができ、多くの方が安心して事業所等を利用いただけるようになりますので、ぜひ、ご活用ください。

問：感染者が施設等を利用していた場合、利用者に施設名や利用日などの情報が伝わるのですか。

答：新型コロナウイルス感染症の感染状況等を総合的に勘案した上で、県が感染拡大防止のために必要であると判断した場合に、施設名、利用日、当該利用者が接触した可能性が高い旨と相談窓口をご案内します。

問：お客様の個人情報漏えいすることはないか。どのように情報管理するのか。

答：登録情報は、県から委託を受けた本システムのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が管理するサーバーに保管されており、県とサービス提供事業者以外が情報を利用することはありません。県は、香川県個人情報保護条例等に基づき情報を適正に取り扱います。

（利用者向け）

問：QRコードを読み込むと、自分の個人情報が県に伝わるのですか。

答：このシステムで県が記録する情報は、LINEユーザーを特定するための識別子、利用者がQRコードを読み取った施設やイベントの名称、読み取り日時であり、利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記録することはありません。LINEメッセージを受け取った利用者からの相談においては、感染拡大防止の観点からお名前や連絡先などお聞きし、状況を確認します。

問：どのようなメッセージが届くのですか。

答：新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたが登録した施設やイベントを利用していたことのお知らせと、相談窓口のご案内を記載したメッセージをお送りします。施設名やイベント名等が記載されていますが、施設等への風評被害を防ぐため、SNSなどに投稿することは絶対に行わないでください。（民事や刑事上の責任等を問われる可能性もあります。）

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添3

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 3密の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打ち合わせは換気とマスク

今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年8月31日

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
感染状況を見つ、 当面9月末まで 維持	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

- (注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
- ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
 - ・国の方針を踏まえ、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以降の取扱いについては、今後検討する。

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年7月10日

令和2年8月21日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期における催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名 _____
 代表者名 _____
 住 所 _____
 連絡先 _____
 担当者名 _____

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	
イベント実施施設	施設名 収容定員 名
	屋内・屋外の別
	所在地
	連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留 意 事 項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。 また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。 休憩時間や待合場所等における交流等を極力控えることを呼びかける。	
○ イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促す。	
○ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示しください。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行基準	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	“ (うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							
共通事項(※1)		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用					
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	↑ S 対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の県外への移動は慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法 24⑨による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、 県外への移動自粛の要請を検討	【法 24⑨又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、 遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑨による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討
	イベント等の開催(※3)	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・全国的かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	・全ての施設の休館を検討
<p>○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用</p> <p>※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断</p> <p>※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断</p>							

令和2年9月9日

新型コロナウイルス感染症対策(令和2年度9月補正予算案)について

対策規模 (債務負担行為3百万円を含む)	16,206百万円 (16,209百万円)
--------------------------------	---------------------------------

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	14,742百万円
------------------------------	------------------

①相談体制の強化〔24〕

- ・帰国者・接触者相談コールセンターの運営期間延長 (R2.10～R3.3)

②衛生用品の確保等〔84〕

- ・救護施設、社会福祉協議会、県庁窓口、運転免許センターのマスク、消毒液、体温検知カメラ等の確保
- ・留置施設、交番・駐在所、取調室等の衛生環境の整備
- ・幼稚園の感染防止対策費の支援
- ・J R四国が行う感染拡大防止対策の経費支援 等

③検査体制の強化〔56〕

- ・環境保健研究センターの検査機能の強化 (PCR検査機器等の整備)
- ・民間検査機関等のPCR検査機器整備支援
- ・保健所の対応能力の強化 (保健師の増員、感染症対応活動経費の増額) 等

④医療提供体制の整備・強化〔12,286〕

- ・帰国者・接触者外来の整備支援
- ・入院医療機関の病床確保 (空床・休床の補償、設備整備支援の拡充)
- ・医療機関、薬局等の感染拡大防止対策費の支援 (対象拡大)
- ・県立病院における患者受入体制の強化 (設備整備、施設整備)
- ・医療従事者等慰労金の対象拡大
- ・新たな軽症者受入施設の確保
- ・医療機関のPCR検査機器整備支援
- ・インフルエンザ・肺炎球菌感染症ワクチン予防接種の自己負担額軽減 等

⑤福祉サービス提供体制の確保〔2,289〕

- ・福祉サービス事業所等の感染症対策費の支援 (対象拡大)
- ・児童福祉施設等の感染防止対策費の支援
- ・在宅福祉サービスの再開経費の支援 (対象拡大)
- ・福祉サービス継続のための支援連携体制の構築
- ・福祉サービス職員等慰労金の対象拡大 等

⑥その他〔3〕

- ・歯科衛生士養成施設の実習費支援

2. 雇用の維持・事業の継続	21百万円
-----------------------	--------------

①雇用の維持〔3〕

- ・雇用維持のための企業向けセミナー開催、就労継続支援団体への助成 等

②事業者の資金繰り対策〔18〕

- ・県信用漁業協同組合連合会による漁業者等向け融資への利子補給

3. 県民の生活支援

951百万円

①生活支援〔950〕

- ・ 県社会福祉協議会への生活福祉資金貸付原資の追加補助

②修学継続支援〔1〕

- ・ 私立専門学校生の授業料負担軽減支援

4. 学校の再開・学びの保障

4百万円

①教育体制の緊急整備〔3〕

- ・ 多度津高校遠洋航海実習前のPCR検査実施
- ・ 県立学校における生徒等の健康診断時の感染防止に必要な衛生用品の確保

②その他〔1〕

- ・ 学校給食関連事業者の食材供給体制維持支援

5. 地域経済の回復・活性化

395百万円

①公共交通機関の支援〔311〕

- ・ 公共交通機関の利用回復支援（公共交通事業者による新しい生活様式に対応した利用促進の取組、ことでん複線化事業への支援）
- ・ 定期旅客船事業者の新しい生活様式への対応支援

②観光産業の支援〔5〕

- ・ 第三者機関による宿泊施設における感染症対策の評価・助言

③県産品の販売促進〔12〕

- ・ 栗林庵県産品応援キャンペーン（県産品プレゼント、オンラインショップ送料負担）
- ・ 新しい生活様式のもとで行う香川の伝統的工芸品展の開催

④農畜水産業の支援〔64〕

- ・ 県産農畜水産物の需要喚起キャンペーン（広告、イベント、店頭PR等）
- ・ 県産水産物の学校給食への提供

⑤林業の支援〔3〕

- ・ 県産木材を公的スペースの内装・備品等に活用する場合の補助

6. 感染症に強い社会・経済構造の構築

93百万円

①情報通信技術の普及・浸透〔69〕（債務負担3）

- ・ 県庁におけるオンライン会議環境の充実
- ・ 県民ホールにおけるライブ配信環境の整備
- ・ 県立保健医療大学における遠隔授業環境の充実
- ・ 障害福祉サービス事業所等におけるICT導入支援モデル事業
- ・ 県新規就農相談センターにおけるオンライン就農相談環境の整備

②感染防止対策の普及・浸透〔10〕

- ・ 県が関与する災害派遣における派遣前PCR検査の実施

③企業の生産性向上・競争力強化・誘致〔14〕

- ・ 感染症の影響があった者が産業技術センターで製品開発や試験分析を行う際の助成
- ・ 県外事業者のテレワーク用県内サテライトオフィス開設等に係る初期経費の助成

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	9月 補正予算額	これまでの 累計予算額	9月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	14,742	13,871	28,613
○ 雇用の維持・事業の継続	21	7,691	7,712
○ 県民の生活支援	951	1,486	2,437
○ 学校の再開・学びの保障	4	168	172
○ 地域経済の回復・活性化	395	3,935	4,330
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築	93	515	608
合計	16,206	27,666	43,872

1

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

9月補正予算額:14,742百万円

1 相談体制の強化

1 帰国者・接触者相談コールセンター運営事業（24百万円）

【内容】

今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症に関する県民からの電話相談に一元的に対応するコールセンターの運営期間を延長するもの。

・令和2年10月～令和3年3月

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

3

2 衛生用品の確保等

1 衛生用品確保事業（14百万円）

【内容】

施設等の感染症の予防、拡大防止に必要なマスク、消毒液、体温検知カメラ等を確保等するもの。

- ・救護施設、社会福祉協議会
- ・県庁及び出先機関（窓口業務等）
- ・運転免許センター

<問い合わせ先>
総務部職員課
健康福祉部健康福祉総務課
警察本部会計課

4

2 衛生用品の確保等

2 衛生環境整備事業（67百万円）

【内容】

施設における感染症の予防、拡大防止に必要な衛生環境の整備等を行うもの。

- ・留置施設の改修（分隔居室設置）
- ・交番・駐在所、取調室等への遮蔽板の設置
- ・幼稚園の感染防止対策費の支援 等

<問い合わせ先>
総務部総務学事課
教育委員会義務教育課
警察本部会計課

5

2 衛生用品の確保等

3 公共交通機関感染拡大防止対策支援事業（3百万円）

【内容】

公共交通機関の安全・安心な利用のため、JR四国が行う感染拡大防止対策に要する経費に対し補助するもの。

<問い合わせ先>
交流推進部交通政策課

6

3 検査体制の強化

1 環境保健研究センター検査機能強化事業（29百万円）

【内容】

迅速な検査と分子疫学調査を行うために必要な機器を環境保健研究センターに整備するもの。

- ・PCR検査機器、遺伝子抽出装置、次世代シーケンサー 等

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 民間検査機関等PCR検査機器整備事業（15百万円）

【内容】

民間検査機関等が行うPCR検査機器の整備に対し補助するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

7

3 検査体制の強化

3 保健所の対応能力強化事業（12百万円）

【内容】

保健所における新型コロナウイルス感染症対応能力を強化するもの。

- ・保健師(会計年度任用職員)の増員
- ・検体採取材料費等の感染症対応活動経費の増額

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課
健康福祉部薬務感染症対策課

8

4 医療提供体制の整備・強化

1 帰国者・接触者外来整備事業（48百万円）

【内容】

帰国者・接触者外来を設置する医療機関が行う必要機器等の整備に対し補助するもの。

- ・簡易診療室、パーテーション、個人防護具 等

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

9

4 医療提供体制の整備・強化

2 入院医療機関病床確保事業（8,666百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者が入院する病床の確保等に必要な経費に対し補助するもの。

- ・空床補償、休床補償
- ・簡易陰圧装置、人工呼吸器、個人防護具等の整備
- ・重点医療機関における超音波画像診断装置、CT撮影装置等の整備

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課

10

4 医療提供体制の整備・強化

3 医療機関・薬局等感染拡大防止対策事業(1,339百万円)

【内容】

医療機関、薬局等における感染拡大防止対策等に要する経費に対し補助するもの。

①感染疑い患者の診療を行う救急、周産期、小児医療機関

(設備整備助成3,000万円及び病床数に応じた支援金(99床以下2,000万円、100床以上3,000万円、100床ごとに1,000万円を追加、入院受入加算1,000万円))

②上記以外の病院(200万円+5万円×病床数)

③診療所(100万円(無床)、200万円(有床))

④薬局、訪問看護ステーション、助産所(70万円)

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

11

4 医療提供体制の整備・強化

4 県立病院受入体制整備事業(174百万円)

【内容】

県立病院における新型コロナウイルス感染症患者等の受入体制を整備するもの。

・超音波画像診断装置、移動式X線撮影装置、人工呼吸器

・医療用資材等保管倉庫 等

<問い合わせ先>
病院局県立病院課

12

4 医療提供体制の整備・強化

5 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(627百万円)

【内容】

患者と接する医療従事者等への慰労金を支給するもの。

- ①コロナ患者に対応する役割を有する医療機関等(診療実績有):20万円/人
 - ②コロナ患者に対応する役割を有する医療機関等(診療実績無):10万円/人
 - ③その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所:5万円/人
- ※③は実際に感染症の入院患者を受け入れている場合は20万円/人

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

13

4 医療提供体制の整備・強化

6 軽症者受入体制整備事業 (208百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、医療機関外で療養するための受入施設を新たに確保等するもの。

- ・施設借上げ料
- ・生活支援委託料
- ・医師、看護師人件費 等

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

14

4 医療提供体制の整備・強化

7 医療機関PCR検査機器整備事業（81百万円）

【内容】

医療機関における術前患者等検査用のPCR検査機器の整備に対し補助するもの。

＜問い合わせ先＞
健康福祉部医務国保課

8 香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会運営事業（2百万円）

【内容】

感染拡大防止策や医療提供体制等を検討する新型コロナウイルス感染症対策協議会を運営するもの。

＜問い合わせ先＞
健康福祉部薬務感染症対策課

15

4 医療提供体制の整備・強化

9 インフルエンザ・肺炎球菌感染症ワクチン予防接種助成事業（1,141百万円）

【内容】

インフルエンザ等の流行期における医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、県民の健康を保持するため、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る自己負担額の軽減助成を行うもの。

（1人当たり軽減額上限）

- ・インフルエンザワクチン予防接種（定期接種）：自己負担額
- ・インフルエンザワクチン予防接種（任意接種）：2,000円
- ・肺炎球菌感染症ワクチン予防接種（任意接種）：5,500円

＜問い合わせ先＞
健康福祉部薬務感染症対策課

16

5 福祉サービス提供体制の確保

1 福祉サービス事業所等感染症対策強化事業(1, 490百万円)

【内容】

感染症対策を講じてサービス提供を行う介護・障害福祉サービス事業所等に感染防止のための掛かり増し経費を支援等するもの。

- ・感染症対策に要する物品の購入(個人防護具等)
- ・感染症対策の専門家による研修
- ・県における緊急時の配布用衛生用品の備蓄 等

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

17

5 福祉サービス提供体制の確保

2 児童福祉施設等感染拡大防止対策事業 (199百万円)

【内容】

児童福祉施設等の事業継続に向けた、感染拡大防止のための環境整備や職員研修に要する経費に対し補助するもの。

- ・認可保育施設、認可外保育施設、一時預かり事業所、病児保育事業所
- ・放課後児童クラブ、児童厚生施設
- ・地域子育て支援拠点、乳児全戸訪問事業、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業

<問い合わせ先>
健康福祉部子ども政策課

18

5 福祉サービス提供体制の確保

3 在宅福祉サービス再開支援事業（334百万円）

【内容】

介護・障害福祉サービス事業所等が在宅サービス再開に要する経費を支援するもの。

- ・感染防止のための環境整備に要する経費
- ・サービス利用休止者の利用再開時に要する経費

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

19

5 福祉サービス提供体制の確保

4 福祉サービス継続のための連携体制構築事業（18百万円）

【内容】

介護・障害福祉サービス事業所等において感染が発生し、自施設職員だけで業務継続が困難となった場合に備えた支援体制を県域で構築し、発生時には支援に向けた関係者間の調整を行うもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

20

5 福祉サービス提供体制の確保

5 福祉サービス職員慰労金（248百万円）

【内容】

福祉サービスの利用者と接する職員等への慰労金を支給するもの。

- ・介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等：5万円／人

＜問い合わせ先＞
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

21

6 その他

1 歯科衛生士養成施設実習代替事業（3百万円）

【内容】

歯科衛生士養成施設が感染防止のために臨地実習に替えて行う学内演習に要する経費を助成するもの。

＜問い合わせ先＞
健康福祉部医務国保課

22

Ⅱ 雇用の維持・事業の継続

9月補正予算額:21百万円

23

1 雇用の維持

1 感染症の影響を受けた労働者のための就労継続等支援事業 (3百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者の就労継続等を支援するもの。

① 県内企業における労働移動の支援

- ・雇用維持のための出向・移籍を促進するため、手続きや事例等を紹介するWebセミナーを開催

② 保護観察対象者等に対する就労継続等の支援

- ・保護観察対象者等の就労継続等の支援に取り組む団体に対し補助

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

24

2 県内事業者の資金繰り対策

1 新型コロナウイルス感染症対策漁業経営長期資金利子補給事業 (18百万円)

【内容】

農林中央金庫等と協調して、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者等に対する県信用漁業協同組合連合会の融資に利子補給を行うことにより、資金繰りを支援するもの。

- ・融資上限額:3,000万円
- ・融資利率:年1.35%
- ・融資期間:10年以内(うち据置期間3年以内)
- ・利子補給期間:当初5年間

<問い合わせ先>
農政水産部水産課

25

Ⅲ 県民の生活支援

9月補正予算額:951百万円

26

1 県民の生活支援

1 生活福祉資金貸付事業（950百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から、収入が減少し一時的な資金が必要な方への緊急貸付けの原資を、事業を実施する香川県社会福祉協議会に追加補助するもの。

（緊急小口資金）

- ・貸付上限額：10万円（学校の休業等の特例：20万円）
- ・償還期限：2年（据置期間1年以内）
- ・無利子、保証人不要

（総合支援資金）

- ・貸付上限額：月20万円（単身世帯は月15万円）
- ・貸付期間：原則3月以内
- ・償還期限：10年（据置期間1年以内）
- ・無利子、保証人不要

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

27

2 修学継続支援

1 私立専門学校生授業料等負担軽減事業（1百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に修学が困難となった私立専門学校生に対して授業料を補助等するもの。

<問い合わせ先>
総務部総務学事課

28

IV 学校の再開・学びの保障

9月補正予算額:4百万円

29

1 教育体制の緊急整備

1 遠洋航海実習前PCR検査事業（1百万円）

【内容】

実習船「翔洋丸」の遠洋航海前に船員、指導教官及び実習生のPCR検査を実施し、安全な遠洋航海実習の実施体制を確保するもの。

<問い合わせ先>
教育委員会高校教育課

30

1 教育体制の緊急整備

2 県立学校保健指導衛生確保事業（2百万円）

【内容】

県立学校児童・生徒等の健康診断の際に、児童・生徒等及び学校医の感染防止に必要な衛生用品を整備するもの。

・消毒液、サージカルマスク、グローブ、フェイスシールド

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課

31

2 その他

1 学校給食安定供給支援事業（1百万円）

【内容】

学校給食の安定的な食材供給体制を維持するため、臨時休業等により影響を受けた県立学校の学校給食関連事業者の食材供給体制維持に関する取組みを支援するもの。

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課

32

V 地域経済の回復・活性化

9月補正予算額:395百万円

33

1 公共交通機関の支援

1 公共交通利用回復緊急支援事業（278百万円）

【内容】

県内公共交通機関の維持・確保を図るため、公共交通事業者が実施する新しい生活様式に対応するための取組み等に要する経費に対し助成するもの。

①新しい生活様式対応利用促進事業

- ・JR四国 2,000万円
- ・ことでん 2,000万円
- ・バス事業者 7,890万円(10万円/台)
- ・タクシー事業者 8,510万円(5万円/台)
- ・高松空港 2,000万円

②鉄道機能強化整備支援事業

- ・ことでん複線化事業支援 53,622千円

<問い合わせ先>
交流推進部交通政策課

34

1 公共交通機関の支援

2 定期旅客船事業者支援事業（33百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化する中においても、定期旅客航路の維持・確保が図られるよう、新しい生活様式への対応等に取り組もうとする定期旅客船事業者に対し支援を行うもの。

<問い合わせ先>
土木部港湾課

35

2 観光産業の支援

1 宿泊施設感染拡大防止対策実践事業（5百万円）

【内容】

県内宿泊施設における感染症対策の徹底を図るため、第三者機関による取組の評価、助言を受けることができる体制を確保するもの。

<問い合わせ先>
交流推進部観光振興課

36

3 県産品の販売促進

1 栗林庵県産品応援キャンペーン事業（6百万円）

【内容】

栗林庵において、県産品購入促進キャンペーンを展開するなど、県産品の需要喚起を図るもの。

- ・県産品プレゼント(抽選)
- ・オンラインショップ送料負担
- ・オンラインショップのコンテンツ充実

<問い合わせ先>
交流推進部県産品振興課

37

3 県産品の販売促進

2 新しい生活様式のもとで行う香川の伝統的工芸品展開催事業（6百万円）

【内容】

新しい生活様式や感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染予防対策を講じた展示会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響により展示・販売機会が減少した伝統的工芸品の需要喚起を図るもの。

- ・開催時期(予定): 令和3年2月(3日間程度)
- ・開催場所: サンメッセ香川(小展示場)

<問い合わせ先>
商工労働部経営支援課

38

4 農畜水産業の支援

1 かがわの美味しい食材需要喚起事業（20百万円）

【内容】

観光需要の減少やイベントの休止等により需要が減少している県産農畜水産物について、キャンペーンを展開し、旬の時期の需要喚起等を図るもの。

- ・かがわのイチオシ食材応援キャンペーン
- ・オリーブ牛消費拡大キャンペーン
- ・かがわの水産物消費拡大キャンペーン

<問い合わせ先>
農政水産部農政課

39

4 農畜水産業の支援

2 県産水産物給食提供事業（44百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県産水産物の学校給食への提供を通じて、需要喚起を図るとともに美味しさや魅力を伝えるもの。

- ・讃岐さーもん、ノリ 等

<問い合わせ先>
農政水産部水産課

40

5 林業の支援

1 木とふれあう空間整備緊急支援事業（3百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が減少した県産木材製品について、民間施設での利用を促進するため、PR効果が高い公的空間における県産木材を内装・備品等に利用した新築・リフォームに対し補助するもの。

・補助率 1/2以内(補助上限額100万円)

<問い合わせ先>
環境森林部みどり整備課

41

VI 感染症に強い社会・経済 構造の構築

9月補正予算額:93百万円

42

1 情報通信技術の普及・浸透

1 オンライン会議環境整備事業（29百万円）

【内容】

県庁において、会議や研修等をオンラインで実施できる環境を整備するもの。

＜問い合わせ先＞
政策部情報政策課

2 県民ホールライブ配信環境整備事業（24百万円）

【内容】

県民ホールにおいて、ライブ配信による文化芸術活動や舞台鑑賞等ができる環境を整備するもの。

＜問い合わせ先＞
文化芸術局文化振興課

43

1 情報通信技術の普及・浸透

3 県立保健医療大学遠隔授業活用推進事業（7百万円）

【内容】

県立保健医療大学において遠隔授業等を実施する環境整備を行うもの。（県立大学特別会計へ繰出し）

- ・Wi-Fiの拡張、テレビ会議システム・Webカメラの整備
- ・教務・学生システムの改修

＜問い合わせ先＞
健康福祉部医務国保課

44

1 情報通信技術の普及・浸透

4 障害福祉分野のICT導入モデル事業（4百万円）

【内容】

障害福祉サービス事業所等におけるICT導入を支援し、その効果を測定・検証するモデル事業を実施するもの。

- ・補助率 10/10
- ・補助上限 100万円/事業所

<問い合わせ先>
健康福祉部障害福祉課

45

1 情報通信技術の普及・浸透

5 オンライン就農相談環境整備事業（5百万円）

【内容】

香川県新規就農相談センターが行う就農相談を、オンラインで実施できる環境等を整備するもの。

<問い合わせ先>
農政水産部農業経営課

46

2 感染防止対策の普及・浸透

1 災害派遣における新型コロナウイルス感染症対策事業 (10百万円)

【内容】

大規模災害時に応援要請等に応じ派遣される県職員等に、活動前のPCR検査を実施することにより、円滑な被災地支援活動の実施体制を確保するもの。

<問い合わせ先>
危機管理総局危機管理課

47

3 企業の生産性向上・競争力強化・誘致

1 新型コロナウイルス感染症影響事業者試験研究等支援事業 (3百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、産業技術センターで機器利用や試験分析を行って商品開発や試験研究等を進める場合に、必要な経費を支援するもの。

・機器使用料、試験分析手数料の1/2相当額

<問い合わせ先>
商工労働部産業政策課

48

3 企業の生産性向上・競争力強化・誘致

2 県内移住による新しい生活様式に対応するためのテレワーク 推進支援事業 (11百万円)

【内容】

県外に本社を有する事業者が、県内においてテレワークを実施するためのサテライトオフィスを開設等する場合に、必要な経費を支援するもの。

・補助率 2/3

・補助上限 200万円/事業者

<問い合わせ先>
商工労働部労働政策課

県立学校における部活動の県外遠征等について

1 趣旨

8月11日以降、県立学校の部活動においては、宿泊を伴う活動や県外での練習試合への参加及び県外からの選手・チームの招へいを当面の間、原則として禁止しているが、教育活動の一環として真に必要なものについては、9月12日から実施できることとする。

2 実施に当たっての留意点

- 県内外の最新の感染状況を踏まえ、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、学校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- 生徒及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。
- 主催団体が示す感染症予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で実施すること。
- 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- その他の留意点（実施を検討する際は、次の点に留意すること）
 - ・毎年実施しているからという理由で、漫然と例年どおりに実施しようとしていないか。
 - ・活動の期間や回数、行先について、感染リスクを低減する観点から検討しているか。
 - ・その活動の目的は、より安全・安心な他の方法で達成できないか。

本県の現状

指標	9月7日現在	(参考)国分科会提言(R28.7)における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	8人 (0.84人)	(15人以上)	(25人以上)
②感染経路不明者数の割合	37.5%	50%	50%

③直近1週間と先週1週間の比較	— 〈先週1週間(825~31)4人〉
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	— 〈4.9%〉
〃 (うち重症者用病床)	— 〈0%〉
⑤療養者数(対人口10万人)	— 〈10人(1.05人)〉
⑥直近1週間のPCR陽性率	— 〈1.0%〉

(その他の状況)

○他都道府県の発生状況

※1週間の人口10万人あたり感染者数(5人以上) (9月1日~7日現在)

・東京都7.41人、石川県7.21人、沖縄県6.95人、大阪府6.20人、神奈川県5.43人、京都府5.07人

※対策期の判断に当たっては、上記指標のほか、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断

指標等を総合的に判断し、

9月12日(土)以降は

(2)準感染警戒期

(当分の間)

新型コロナウイルス感染症 準感染警戒期における対策

9/12（土）以降

県民の皆様へのお願い

外出について

- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に（当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を）
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えて
- ・ 会食をする際には、座席間隔の確保や大声を出さないこと、換気などの3密回避の徹底を
- ・ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用を

新型コロナウイルス感染症 準感染警戒期における対策

9 / 1 2 (土)以降

事業者の皆様へのお願い

店舗・事業所での感染防止対策について

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどに基づき、感染防止対策を徹底
- ・ 感染防止対策を徹底していることを示す様式を店舗・事業所に掲示（LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」等の活用）
- ・ 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの活用による出勤者数の低減
- ・ 時差出勤などによる、人との接触を低減する取組みを推進
- ・ 保健所の調査に協力を